

# 支援の対象：福祉領域

## 高齢者

### ●高齢社会と心理職

日本は、急速な高齢化により、2007年に超高齢社会となりました。平均寿命が延びる中、活動的な高齢者が増え、さまざまな社会参加が期待されています。しかし、その一方で、加齢に伴い有病率の高くなる認知症や介護の問題等、深刻な課題が多いのが現状です。

高齢者福祉領域では、医療、社会福祉、介護福祉、リハビリテーションなどのさまざまな職種の人々が携わっており、その中で、これまで国家資格のなかった心理職の役割は明確化されていません。今後、多様化する高齢社会において、心理職としての専門的知識や技能に加え、高齢者を理解するために必要な医学や福祉等に関する幅広い知識を身につけ、他職種の専門性を理解しながら連携を図る心理職の活躍が期待されています。

### ●支援の対象

高齢者福祉領域における支援は、主に①高齢者福祉施設における支援、②在宅高齢者に対する支援が挙げられます。

#### ①養護老人ホームや特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設

施設利用者、利用者家族、施設スタッフへの支援といったものが主な役割です（表1）。

#### ②ショートステイや訪問サービス、包括支援センター等を利用されている在宅高齢者に対する支援

在宅高齢者自身の悩みや相談対応、利用者家族に対する心理的支援、心理的教育等が挙げられます。特に、介護負担により不安を抱えている介護者は多く、高齢者虐待の問題に対しての心理的アプローチも期待されています。

また、平成27年策定の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)は、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」ことを目

## キーワード

- 認知症
- 神経心理検査
- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）
- 児童福祉法
- 児童相談所
- 社会的養護
- 障害者総合支援法
- 障害者差別解消法
- 合理的配慮
- 療育
- 意思決定支援

標としています。その中で、在宅での早期診断・対応のための認知症初期集中支援チームの設置が推進されており、国家資格化に伴い心理職の役割が期待されています。

表1 高齢者福祉施設における心理職の役割

心理職の役割	○利用者本人への相談援助 利用者の悩み、話を個別に聴く。通常のカウンセリングの形式よりもベッドサイドで話を聴くことも多い。
	○心理療法的アプローチ 他職種や家族と連携しながら回想法、リアリティ・オリエンテーション (RO)、音楽療法、動物介在療法等を行い、認知・思考・言語・社会性の活性化を促す。
	○神経心理検査を用いた認知機能評価 改訂長谷川式簡易知能評価スケールや Mini - Mental State Examination (MMSE)、ADAS-cog 等の神経心理検査を用いた認知機能評価を行う。日々のケアに役立つようなアセスメントが求められる。
	○利用者の家族や施設スタッフに対する心理的支援 施設利用に至るまでにさまざまな葛藤を抱えている家族は少なくない。家族関係の調整や罪悪感の軽減を図るようなアプローチを行うこともある。

## 児 童

### ●児童福祉と心理職

「児童福祉法（1947年制定）」では、満18歳未満を児童とし、“すべての児童が平等に愛護をもって育成されなければならない”ことや、“児童の心身ともに健やかな育成に国および地方公共団体が保護者とともに責任を負う”ということが定められています。また、2016年の改正により、国際条約である「児童の権利に関する条約」の理念が反映され、“子どもを権利の主体”とし、“健やかに守られて育つ権利を保障する”ことが現在の児童福祉のさまざまなサービスの基本となりました。

昨今、児童の人権、権利に関する問題の中でも、特に虐待の問題は大きな社会問題となっています。児童の権利に関する条約が批准されたことを背景に、2000年には「児童虐待防止法」が施行され、児童相談所への児童虐待の相談件数は急増し、児童相談所や児童養護施設等の入所施設における対応の充実が求められています。

## ●支援の対象

児童福祉領域における心理職の活動領域の主なものは、①児童相談所、②児童福祉施設、③地域児童福祉が挙げられます。

### ①児童相談所（児童福祉法 第12条規定に基づいて設置）

満18歳未満の児童に関するさまざまな相談に応じ、子どもや家庭等を援助することを目的としている専門機関です。

児童相談所には、問題を抱える子どもと保護者が社会的に自立できるよう、心理学の専門的な知識から支援を行う児童福祉司や心理療法を担当する職員が配置され、さまざまな役割を担っています（表2）。また、知的障がい者（児）が福祉サービスを受ける際に必要となる療育手帳の判定も児童相談所で行われています。

表2 児童相談所における心理職の役割\*1

心理職の役割	○心理診断 心理面接や心理検査を通して、障害、虐待、非行等について、子どもの心理的状況や発達状況、家族機能の状況等についてアセスメントを行う。
	○虐待対応 聞き取り、行動観察、心理検査（トラウマ症状、虐待経験、情緒問題に関する）により子どもの状態をアセスメントする。他職種と連携し、家族全体への支援を行う。
	○予防的支援 里親不調や施設での不適応を予防するため、里親や施設職員の養育支援を行ったり、子どもの再判定を行う。アセスメント内容や援助方針をもとに、施設、学校、地域へ働きかけることもある。
	○心理療法、ケア 虐待を受けた子どもや一時保護した児童、里親や施設で不適応を起こした児童が抱える心理的課題の改善のため、カウンセリング、認知行動療法、プレイセラピー等を用いて心理的ケアを行う。また、家族関係の再構築や家庭復帰に向けて親へのカウンセリング等を行うこともある。

\*1 太田信夫（監修）小畑文也（編集）（2017）. 福祉心理学 北大路書房を基に作成

### ②児童福祉施設

何らかの理由により家庭生活を送ることが困難となった子どもは、社会的養護の場である児童養護施設や乳児院、児童心理治療施設（正式には、情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、母子生活支援施設を利用します。

児童福祉施設には、カウンセリングや心理療法を実施する心理療法担当職員が1999年以降配置されるようになり、虐待を受けた児童、母子に

表3 児童福祉施設における心理職の役割\*<sup>1</sup>

心理職の役割	○個別心理療法 心理的困難を改善し、安心感・安全感の再形成および人間関係の修正等を図り、児童等の自立を支援することを目的にカウンセリಂಗールーム、プレイルームでの個別の心理療法を行う。
	○生活場画面面接 生活場面へ介入することで、子どもへの理解を深めたり、個人心理療法における行動の見立てが立てやすくなったりする。
	○集団療法 同じ問題、立場の子どもたちを集め、話したり心理劇を行ったりする。他者の反応により自分を理解したり、悩みや課題を分かち合ったりすることで孤独感を解消したりすることもある。
	○職員への支援 個別場面から得た情報を基に一方向的に助言を行うだけでなく、他職種と協働しながら行うチーム・ケアの一環として助言を行う。

\* 1 太田信夫（監修）小畑文也（編集）（2017）. 福祉心理学 北大路書房を基に作成

対する心理療法、心理的援助を行っています（表3）。

### ③地域児童福祉

子育て家庭が地域で安心して子育てをし、子どもが健やかに成長するよう保健所での心理相談、子ども家庭支援センターにおける育児相談、保育施設への心理職の訪問・巡回支援等が行われています。

## 障がい児・者

### ●障がい児・者福祉と心理職

障がい者とは、障害支援法により、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

障がい児支援は、児童福祉法に基づき、通所支援（児童発達支援センター、放課後等デイサービス等）、相談支援、入所支援（福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設）が行われています。なお、これまでは、障がい種別に施設が分かれていましたが、児童福祉法の改正に伴い統合され、障がいに応じた専門性をもちながら複数の障がい種に対応できるようになりました。

障がい福祉施策は、「障害者総合支援法（2013年度施行）」、「障害者差別解消法（2016年施行）」等の法整備が進み、大きく変化しています。これまで障がい種別に分かれていた制度が3つの障がい共通に利用で

きるようになり、これまで対象とされていなかった難病患者も障がい福祉サービスを受けられるようになりました。また、障がい者の権利利益が侵害しないよう社会的障壁を除去するための「合理的配慮」がさまざまな場面で求められるようになったり、近年重要なキーワードとなっている「意思決定支援」のため、本人および周囲に対する心理的ケアとともに、意思決定に配慮した支援が求められたりしています。

## ●支援の対象

障がい児施設では、心理指導担当職員が心理的観点から一人ひとりの障がいや発達の状況に合わせて個別の支援プログラムに沿った療育や保護者や他職種へ助言を行います（表4）。

ライフステージの変化に伴った、切れ目のない支援が提供されるためには、医療、保健、教育、就労といった関連領域と連携した地域支援体制の確立が必要です。そして、その中で一人ひとりに合ったサービスを提供するため、心理職は本人の状態像を把握するためのアセスメントや家族に対する心理教育、心理的支援、中途障がい者の障がい受容の支援等、担う役割は多いといわれています。

表4 障がい児施設における心理職の役割\*<sup>1</sup>

心理職の役割	○実態把握（アセスメント） 遊びや課題などによる行動を観察し分析を行う観察法、保護者や関係者から聞き取りを行う面接法、知能や発達、社会性、発達障がい等、目的に応じて心理検査を用いて子どもの障がいの状態や認知特性、発達状況を明らかにする検査法、以上の方法により、個々の発達像を明らかにする。
	○療育 障がいのある子どもとその家族が社会の中で生活しやすくなることを目的に、実態把握に基づいた課題を設定して指導を行う。
	○コンサルテーション 障がいのある子どもやその家族に関わっているさまざまな機関の専門家に対して、効果的な支援がなされるよう心理学的な視点から助言を行う。

\* 1 太田信夫（監修）小畑文也（編集）（2017）. 福祉心理学 北大路書房を基に作成

## まとめ

・福祉領域は、すべての人々を対象にした非常に幅広い分野であり、多様化するニーズに応えることが心理職にも求められています。

- 高齢者福祉領域における支援は、「高齢者福祉施設における支援」「在宅高齢者への支援」の2つに大きく分けられます。対象者本人および家族への心理的援助はもちろんのこと、地域住民向けの認知症やメンタルヘルスに関する啓発活動も心理職の役割として広がりを見せています。
- 児童福祉領域における支援の対象は、満18歳未満のすべての児童です。心理職に求められる役割は、専門性に基づいたアセスメントと、それに基づいた支援計画の作成、カウンセリング・心理療法等の心理的支援、対象者の周囲の方々に対する助言、心理的支援が挙げられます。
- 障がい児・者福祉領域では、何らかの障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた支援を福祉と心理の両方の視点から行っていきます。心理職は、さまざまな場面で障がい特性や情緒的な問題に関するアセスメントを行うとともに、他職種と連携しながら支援を行っていきます。